

日中都市間連携協力の枠組みと これまでの活動状況

北京事務所長 小柳 秀明
(公益財団法人)地球環境戦略研究機関



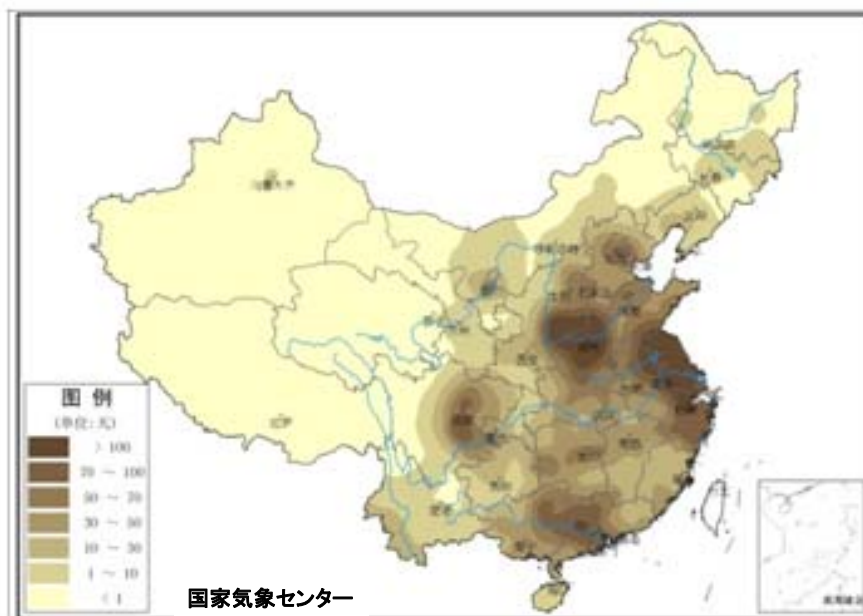
IGES
Institute for Global
Environmental Strategies

目次

1. 背景～2013年に発生した中国の激甚な大気汚染
2. 日中大気汚染対策セミナーの開催(2013年4月)
3. 環境省における本格的な協力の検討
4. 都市間連携協力の特徴と基本的考え方
5. 都市間連携協力の枠組み
6. 2014年度の活動状況
7. 2015年度の活動状況

1. 背景～2013年に発生した中国の激甚な大気汚染

2013年全国スモッグ発生日数分布

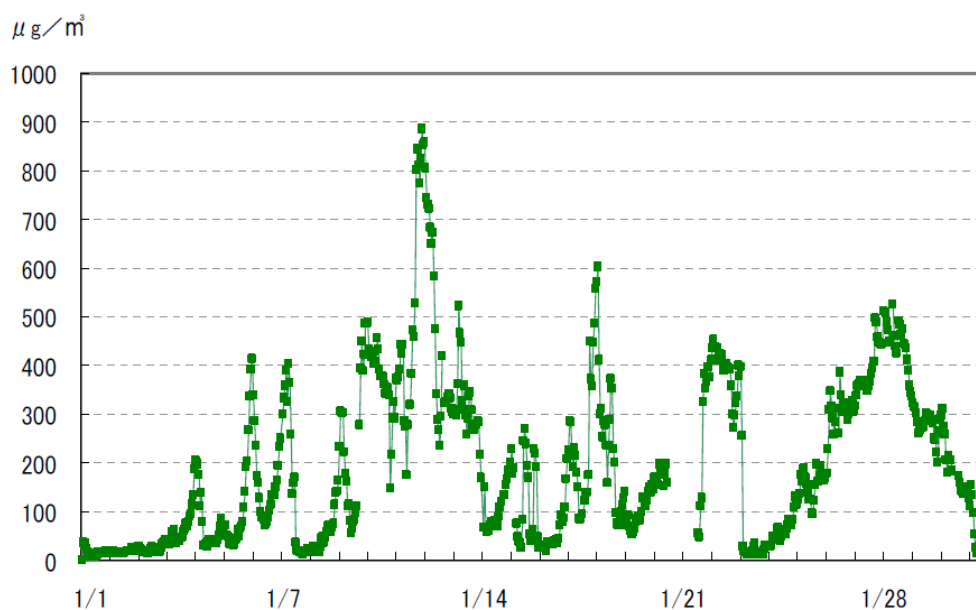


注: 色の一番濃い地域では100日以上発生

出典: 2013年中国環境状況公報

米国大使館での2013年1月の測定値

北京市における最近のPM2.5推移(1時間値・在中国米国大使館発表)



出典: 2013.2.15.北九州市公表資料

2013年1月14日の北京市内 (正面は大気汚染で霞む米国大使館)



2013年1月14日筆者撮影



2. 日中大気汚染対策セミナーの開催

(開催背景)国内不安が高まる状況下で、日本政府は中国側関係機関と話し合いの場を持つため、2013年2月中旬、外務省、環境省、経済産業省らの合同ミッションを北京に派遣。

その中で大気汚染に関する協力についても意見交換。

2013年4月18日に北京で両国の専門家等による日中大気汚染対策セミナーを開催。

2. 日中大気汚染対策セミナーの開催



2013年4月18日 北京

日中韓3カ国環境大臣会合開催 (2013年5月6日、日本・北九州市)



筆者撮影

合意事項

- 大気汚染対策に関し、日中韓の3カ国の間で政策対話の場を設けることで合意。
- →2014年3月20日に北京で開催し、その結果を2014年4月に開催された日中韓3カ国大臣会合(韓国・大邱)で報告
- →2015年も継続して韓国で開催し(3月)、大臣会合(4月、中国・上海)に報告

2014年3月20日に開催した日中韓3カ国大気汚染政策対話



3. 環境省における本格的な協力の検討



背景・目的

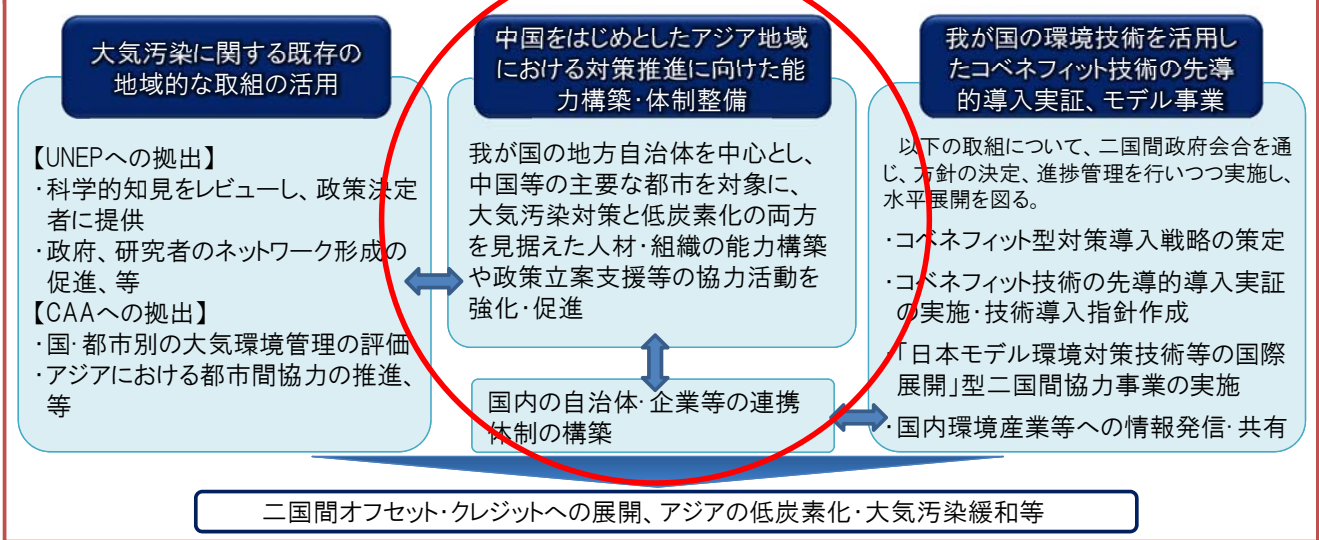
- 中国のPM2.5問題を始め、急速な経済発展・都市化に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、エネルギー消費の急増はアジア各国における深刻な課題。
- 環境改善、温室効果ガス削減の双方に効果を有するコベネフィット・アプローチが有効。
- 二国間オフセット・クレジットの創出への展開を念頭におき、既存の地域的な取組の活用、我が国の経験や技術を活用したコベネフィット型の能力構築や汚染対策を戦略的に促進。

事業概要及びスキーム

- (1)大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用(UNEP及びClean Air Asiaへの資金拠出)
- (2)中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業
- (3)我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業

期待される効果

- アジア地域の能力構築と日本の環境技術の途上国への展開
- アジア地域の環境汚染緩和・低炭素化と日本の大気汚染の改善
- 二国間オフセット・クレジットの創出への環境整備



4. 都市間連携協力の特徴と基本的考え方

都市間連携協力の特徴

- 日本の地方自治体と中国の地方政府の間の結びつきは強く、日本の多くの地方自治体が中国の地方政府と友好都市関係を結んでいる。2014年4月末時点で友好都市の提携総数は1,661件に達し、そのうち中国の都市との提携は355件で米国の440件に次いで多い。都道府県レベルで見ると **37都道府県が中国の省レベルの地方政府と提携**しており、全体の約四分の三を占める。
- 最近では日本の自治体が有する豊富な経験と環境技術を活かし、中国の友好都市との間で環境分野での交流関係を強化する動きも多くなっている。その中にはPM_{2.5}などの対策協力を視野に入れているものもある。都市間連携協力はこのような既に存在する日中の友好都市間の良好な交流協力関係を基礎に、国等が財政面も含めて支援することにより日本の自治体が大気汚染対策分野での中国との交流協力を強化するもの。

都市間連携協力の基本的考え方(抄)

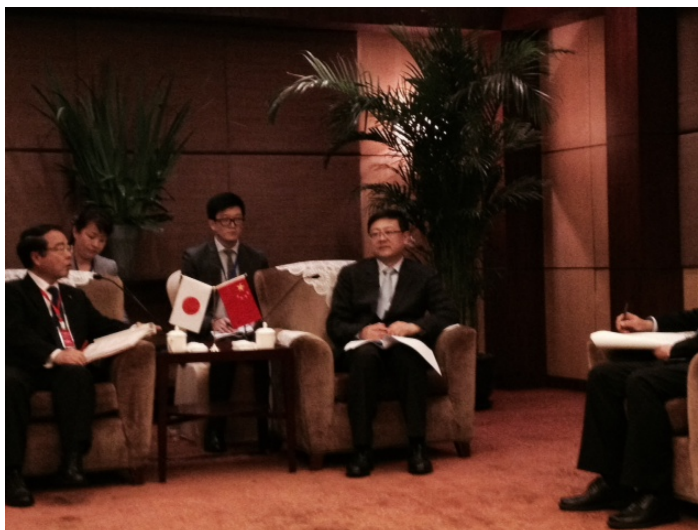
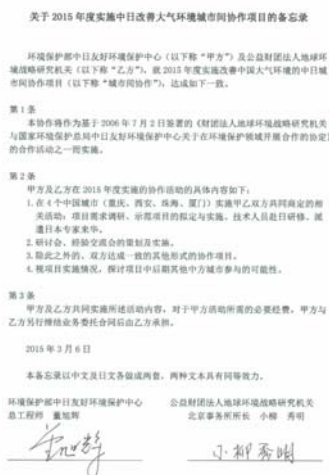
- 1) 既に存在する日中両国の都市の協力関係(例: 友好都市関係など)を大気汚染対策分野で強化・発展させることを基本とする。
- 2) 国(環境省、中国環境保護部)は、上記の日中両国の都市間の協力(「都市間連携協力」)を促進するため、直接またはプラットフォームを通じて、助言、調整、斡旋及び資金援助等を行う。資金援助のための必要な予算は可能な範囲内で環境省が準備する。
- 4) 都市間連携協力は次の2つのコンポーネントから構成される。
 - ① 各都市の政府職員(傘下の研究所、財団、公社等を含む。中国の場合はいわゆる「事業単位」を含む)を中心とした交流・協力
 - ② 各都市に立地する企業間の交流・協力
- 5) プラットフォームの設置・役割
 - ① 都市間連携協力を円滑に推進するため、環境省及び中国環境保護部が指定した機関から構成されるプラットフォームを設置する。
 - ② プラットフォームは、国からの指導、助言を得ながら次の役割を果たす。
 - i) 各都市間連携協力のサポート
 - ii) 斡旋、調整
 - iii) 資金の管理と執行
 - iv) その他
- 6) 協力の内容
各都市間連携協力の内容は、各都市間でそれぞれ協議調整して決定することとするが、決定に当たっては以下の考え方を考慮して決定する。
 - ① 中国側の都市が希望する協力の具体的項目を最重要視すること
 - ② 日本側の都市が対応可能な協力の具体的項目を考慮すること

都市間連携協力は重層的構造

- 日中の**中央政府レベルが主体となった協力**と**地方政府レベルが主体となった協力**、さらにはこれらの協力を組み合わせた重層的構造から成る。
- 2014年度は地方政府レベルが主体となった協力が先行
- 2015年度は中央政府レベルの協力も本格始動

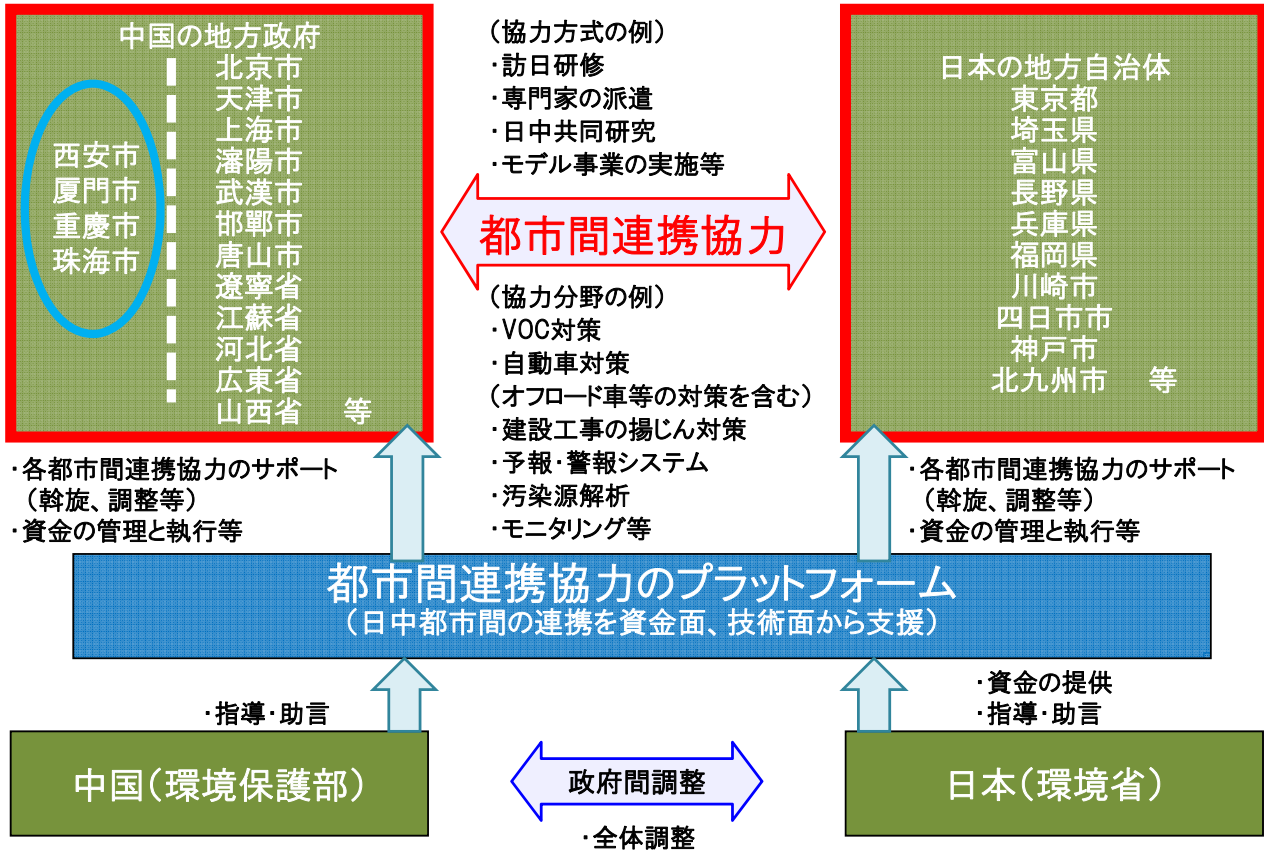
2015年の新しい動き

1. 2015年3月6日、両国のプラットフォーム機関の間で、協力覚書を締結。
「2015年度に実施する中国大気環境改善のための日中都市間連携協力プロジェクトに関する覚書」
2. 2015年4月29日、日中両国の環境大臣バイ会談(上海)において、都市間連携協力の実施について合意

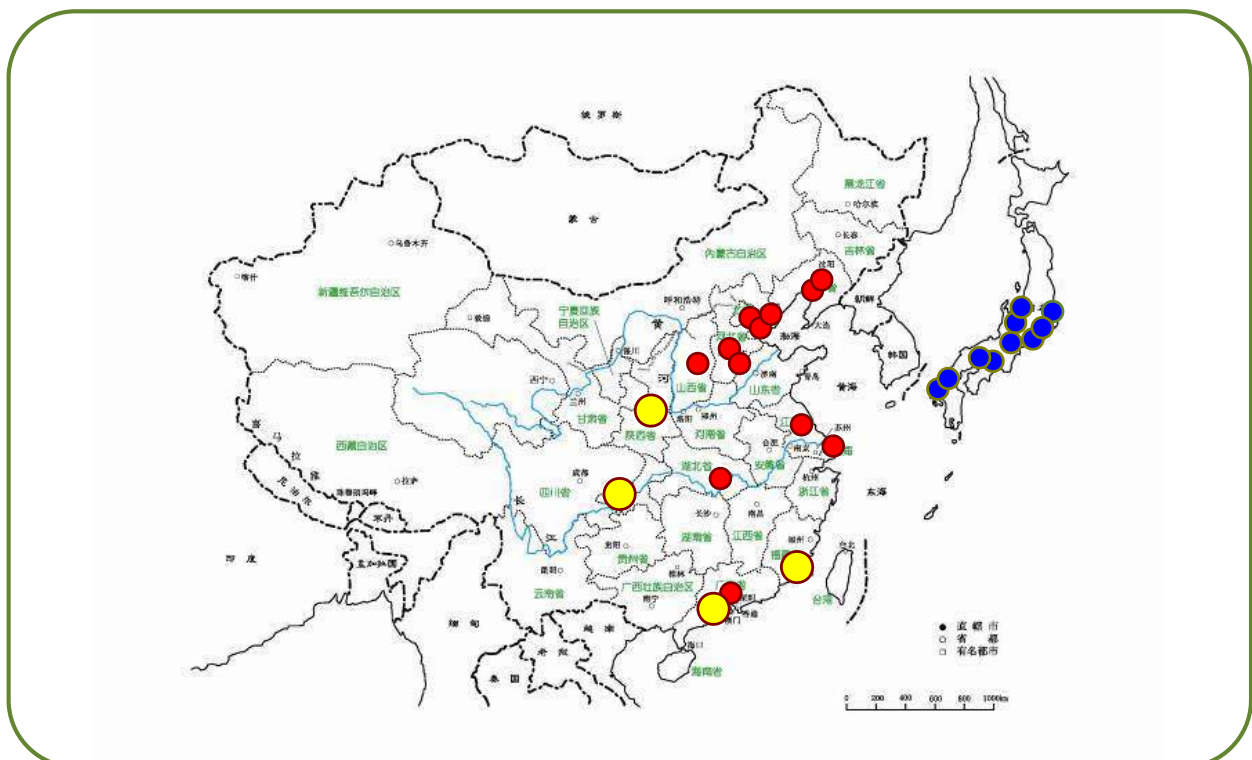


5. 都市間連携協力の枠組み

2015年度中国大気環境改善のための都市間連携協力の進め方(案)

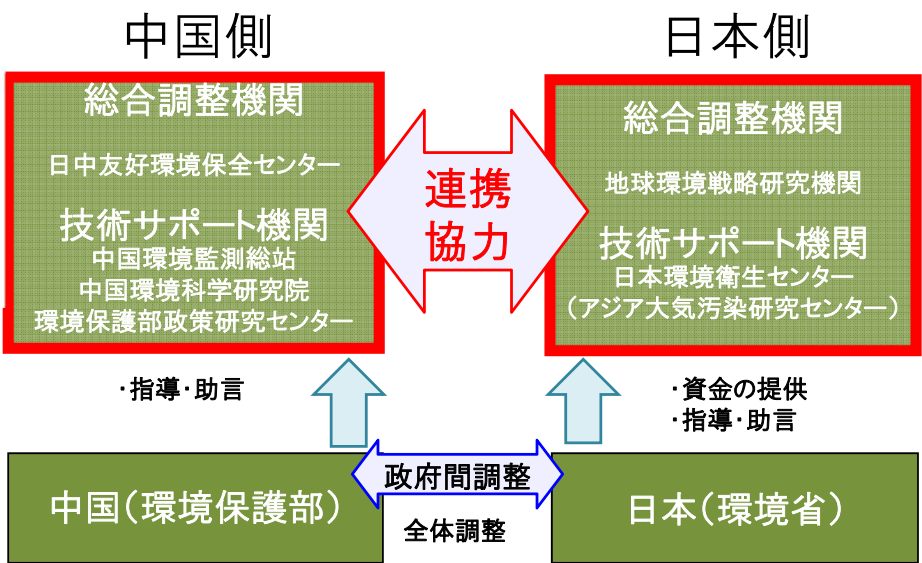


日中都市間連携協力関係都市





都市間連携協力のプラットフォームの構成 (日中都市間の連携を資金面、技術面から支援)



2014.4.24.環境保護部は日中友好環境保全センターに対して中国側のプラットフォーム(総合調整機関)として日中都市間連携協力の実施を指示。

※日本側の総合調整機関及び技術サポート機関は毎年度環境省が入札により決定。(2015年度の総合調整機関は地球環境戦略研究機関(IGES)、技術サポート機関は日本環境衛生センターが担当)

6. 2014年度の活動状況

- 連携促進現地協議の実施 13回
- 専門家派遣による現地セミナーの開催 5回
天津、上海、広東省(珠海)、瀋陽、武漢
- 訪日研修の実施 8回
天津市(2回)、上海市(2回)、江蘇省(2回)
瀋陽市(1回)、武漢市(1回)
- 国内関係自治体・関係機関会合の開催 2回
- その他共同研究、モデル事業実施に向けての調整を実施

2014年度の活動状況(連携促進現地協議実施状況)

番号	協議実施時期	日本側都市	中国側都市	協議相手機関
1	2014.8.5~6	北九州市	上海市	外事弁公室、環境保護局との局長級協議
2	2014.8.7~8	北九州市	武漢市	外事弁公室、環境保護局等との局長級協議等
3	2014.8.28~30	兵庫県	広東省	外事弁公室、環境保護庁等との局長級協議等
4	2014.9.1~3	福岡県	江蘇省	環境保護庁等との局長級協議等
5	2014.9.15~18	四日市市 北九州市	天津市	外事弁公室、環境保護局との局長級協議等
6	2014.9.24~26	川崎市	瀋陽市	環境保護局との局長級協議等
7	2014.10.26~28	兵庫県	広東省	環境保護庁との局長級協議等
8	2014.10.29~30	北九州市	上海市	環境保護局との局長級協議等
9	2014.11.16~18	北九州市	邯鄲市	外事弁公室、環境保護局との局長級協議等
10	2015.1.12~14	長野県	河北省	環境保護庁との研究所部長級協議
11	2015.3.9~11	福岡県	江蘇省	環境保護庁等との協議等
12	2015.3.14~15	北九州市	天津市	環境保護局との部長級協議
13	2015.3.16~18	埼玉県	山西省	環境保護庁との局長級協議

(備考)1. 表中の色塗り部分(番号1,2,3,4, 6及び13)は本枠組みによる協力開始を実質上決定することになった局長級協議。
2. 本枠組みによる天津市と四日市市、神戸市及び北九州市との協力は2013年度の事前調整で実質上決定済み。

2014年度の活動状況(訪日研修)

番号	研修期間(日数)	派遣都市	受入都市	種類、人数等
1	2014.10.15-30(16)	天津市	四日市市(神戸市、北九州市)	実務者6人
2	2014.11.5-6(2)	武漢市	北九州市	行政幹部5人
3	2014.11.11-21(11)	江蘇省	福岡県	技術者5人
4	2014.11.24-12.3(10)	上海市	北九州市	技術者7人
5	2014.12.7-16(10)	上海市	北九州市	行政実務者6人
6	2015.1.19-23(5)	瀋陽市	川崎市	技術者4人
7	2015.1.26-30(5)	江蘇省	福岡県	行政実務者6人
8	2015.1.25-2.7(14)	天津市	北九州市(神戸市)	実務者7人

7. 2015年度の活動状況

- 日中双方のプラットフォーム機関同士で今年度の活動内容について合意。
- 2015年度の日本側プラットフォーム機関が決定された7月以降、武漢市、上海市、天津市、唐山市、広東省、江蘇省を訪問。
- これらの都市と現地セミナー、訪日研修、共同研究、モデル事業等の実施について調整中。



ご清聴ありがとうございました

小柳秀明 koyanagi@iges.or.jp



都市間連携協力の基本的考え方（案）

※「都市」の概念には都道府県（中国の場合、省自治区直轄市）単位を含む

1. 既に存在する日中両国の都市の協力関係（例：友好都市関係など）を大気汚染対策分野で強化・発展させることを基本とする。

なお、既存の友好都市関係等がない場合においても日中各都市からの希望があれば、斡旋、調整等を行うことにより新たな都市間協力関係を構築し、大気汚染対策分野での協力を強化・発展させることもできる。

2. 国（環境省、中国環境保護部）は、上記の日中両国の都市間の協力（「都市間連携協力」）を促進するため、直接またはプラットフォームを通じて、指導、助言、調整、斡旋及び資金援助等を行う。資金援助のための必要な予算は可能な範囲内で環境省が準備する。

3. 既存の協力関係を継続する場合に必要な経費は、各都市が今までどおり負担することを原則とするが、大気汚染対策分野で新たな協力を実施する場合（既存の協力を強化する場合を含む）には、その経費の一部（主として直接経費）を環境省が支援する。

4. 都市間連携協力は次の2つのコンポーネントから構成される。

（1）各都市の政府職員（傘下の研究所、財団、公社等を含む。中国の場合はいわゆる「事業単位」を含む）を中心とした交流・協力

（2）各都市に立地する企業間の交流・協力

企業間の交流・協力の実施にあたっては、各都市の政府職員やプラットフォームの機関が必要な調整や斡旋を行うことにより支援することとし、また、「中国大気汚染改善協力ネットワーク（日中経済協会事務局）」と密接な連携をとって行うこととする。

5. プラットフォームの設置・役割

（1）都市間連携協力を円滑に推進するため、環境省及び中国環境保護部が指定した機関から構成されるプラットフォームを設置する。

（2）プラットフォームは、国からの指導、助言を得ながら次の役割を果たす。

1) 各都市間連携協力のサポート

2) 斡旋、調整

3) 資金の管理と執行

4) その他

6. 協力の内容

各都市間連携協力の内容は、各都市間でそれぞれ協議調整して決定することとするが、決定に当たっては以下の考え方を考慮して決定する。

（1）中国側の都市が希望する協力の具体的項目を最重要視すること

（2）日本側の都市が対応可能な協力の具体的項目を考慮すること

（3）（1）及び（2）がうまく合致しない場合にはプラットフォームが必要な斡旋、調整等を行い、（1）の具体的項目が可能な限り実現可能になるよう努力する。